

事務連絡
平成31年3月29日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の一部施行（平成31年4月1日施行分）に関する質疑応答集について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成27年4月より施行された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）が平成30年6月8日に公布され、同法による改正後の法が、同年10月1日より順次施行されている。

これに伴い、今般、各自治体からこれまでに寄せられた多くの質問のうち、平成31年4月1日施行分に関する事項の考え方を別紙のとおりお示しするので、各自治体におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解の上、制度の適正な運用に努めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

(地域居住支援事業)

問1 一時生活支援事業を実施していないと、地域居住支援事業の国庫補助は受けられないのか。

(答)

- 地域居住支援事業は、生活困窮者自立支援法第3条第6項第1号に規定する事業を利用していた生活困窮者であって、現に一定の住居を有する者（第3条第6項第2号イに規定するもの）などを対象として、訪問による見守りや生活支援等を行う事業であることから、原則として、これらの者に対し、一定期間、衣食住の提供などの支援を行う一時生活支援事業（第3条第6項第1号に規定する事業）の実施がその前提である。

問2 市町村が、都道府県と共同して一時生活支援事業を実施しようと考えているが、地域居住支援事業部分だけ、地元のNPO法人等に委託することは可能か。

(答)

- 一時生活支援事業（第3条第6項第1号に規定する事業）と同様に、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる、社会福祉法人や一般社団法人、NPO法人など、都道府県等が適当と認める民間団体に委託することは差し支えない。

問3 地域居住支援事業の担い手は、一時生活支援事業において、医療専門職による巡回相談や必要な支援を実施する場合に配置する職員（保健師、看護師、精神保健福祉士等）でなければならないか。

(答)

- 地域居住支援事業の実施体制においては、特に専門資格を有する者の配置を求めているものではないが、生活困窮者・ホームレス自立支援センター等の退所者、地域社会から孤立した状態にある者や不安定居住者が必要とする物件像や、地域における居住支援・生活支援に係るサービスの内容等の専門的知識を有した支援員を配置することが望ましい（常勤・専従である必要はない）。

(子どもの学習・生活支援事業)

問1 改正法により明文化された「生活習慣及び育成環境の改善に関する助言」の具体的な取組内容とは何か。

(答)

- 生活困窮世帯の子どもは、保護者との関わりが弱いこと等により、生活面での能力やコミュニケーション能力などの社会性の不足といった課題を抱えていたり、保護者においても養育に関する知識が不十分であったり子育てに関する悩みを抱えている場合が少なくない。

このため、改正法において、学習支援に加え、生活習慣・環境の向上等の取組を明文化したところ。

取組内容の詳細については、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について（通知）」に取組例を記載しているところであるが、基本的には、

- ・子どもの生活面の課題の改善を図るため、子どもの生活リズムの改善や社会性の向上を図る取組などを通じた、子どもの日常生活・社会生活能力の向上
- ・子どもの生活環境の改善を図るため、子どもの生活面の課題を保護者と共有しつつ、自立相談支援機関などの関係機関との連携も含め、子どもの養育に関する保護者への支援を行うことなどを通じた、子どもの育成環境の向上

に資する取組を想定している。

問2 新たに創設された生活習慣・環境改善加算の要件はどのようなになっているのか。

(答)

- 生活習慣・環境改善に係る加算要件については、補助金交付方針や「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について（通知）」に記載している取組例を参照していただきたい。

なお、居場所を開放しているのみで相談や助言等の体制がとれていない場合は、加算の対象としない。また、自治体における事業の実施要綱や委託契約の仕様書等において生活習慣・環境改善の取組の実施を明記するなど、実施自治体において、取組の内容や実績の確認ができる体制が確保されていることを要件としており、ご留意いただきたい。

問3 事業の実施にあたり「学習支援」のみでは補助の対象にならないか。

(答)

- 平成30年に改正された生活困窮者自立支援法に基づき、平成31(2019)年4月1日より、子どもの学習支援事業について、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供等を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化したところである。

「学習支援」の実施のみで補助対象とならないことはないが、こうした改正の趣旨等をご理解いただき、単に勉強を教えることにとどまらず、生活習慣・育成環境の改善等に係る支援などを組み合わせた効果的な支援に取り組んでいただきたい。